

第 4 回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 23 日 木曜 16:00～16:28
2. 開催場所 りゅうがく館 多目的室 1, 2
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	飯田 圭太郎	5	福山 道雄
2	柳 東洋男	6	西田 栄三郎
3	重山 末吉	7	恵島 廣光
4	大江 強	8	岡山 チカ子

農地利用最適化推進委員

地区	氏名
龍北	平島 智代美
龍南	濱田 好矢
赤徳	節和 祐介

4. 欠席委員 なし
5. 農業委員会事務局職員 事務局長 迫地 政明 次長 満尾 憲一郎
主査 小林 淳一 任用職員 鹿山 千鶴
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 9～11 号
 - 第 4 協議事項
 - 第 5 その他

○議事

- | | |
|-----------|---|
| 議 長 | (重山会長)
こんにちは。本日の出席委員は 8 名中 8 名で定数に達しておりますので、会
は成立です。ただいまから、令和 8 年第 5 回龍郷町農業委員会定例会を開催し
ます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りした
通りです。 |
| ≪ 日程第 1 ≫ | |
| 議 長 | 議事録署名委員の指名を行います。本定例会の議事録署名委員は会議規則第 42
条の規定によって、8 番 岡山チカ子委員、及び 1 番 飯田圭太郎委員を指名いた
します。 |
| ≪ 日程第 2 ≫ | |
| 議 長 | 続きまして日程第 2、諸般の報告を行います。諸般の報告については、活動記録
簿の提出により報告を省略いたしてします。なお、本会議において特別に報告
が必要な事項があれば、≪ 日程第 5 ≫その他で発言をお願いします。 |
| ≪ 日程第 3 ≫ | |
| 議 長 | 続きまして日程第 3、議案第 9 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題
とします。議案第 9 号 1 番について事務局より議案の朗読を読み、説明をお願
いします |

事務局	<p>(満尾次長)</p> <p>議案第9号の議案書をご覧ください。非農地証明願いについて1議案6件です。非農地証明交付申請の承認について。</p> <p>令和8年4月23日提出。1番。農地の所在、大字「龍郷」、字「中里」、地番「1549-1」、地目 登記簿、現況ともに「畑」、農振区分「農振地区域外」、都計区分「計外」、面積「103 m²」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」。</p> <p>説明します。申請地は、長期にわたり休耕放棄しており宅地化しているため、今後も農地としての利用は不可能であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。以上で議案第9号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、龍郷地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
7番	<p>(龍郷地区 恵島委員)</p> <p>議案第9号1番「非農地証明について」報告をいたします。令和8年4月16日〇〇氏立会いのもとに重山会長、平島推進員、事務局、恵島の6人で 議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>申請地は、平成8年頃から不耕作地となっており、現状は宅地化の状態です。農地性を喪失しています。申請に必要とする書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(赤徳地区 節和推進員)</p> <p>議案第9号1番について令和8年4月16日会長、事務局、協議担当者恵島委員と節和の6人により協議したことについて、節和が報告いたします。</p> <p>非農地として証明する目的について、非農地として証明する信用面について、非農地として証明する面積について、協議では適当であると判断しました。また、非農地として証明した場合に周辺の農地等へ与える影響について協議ではなし、適当と判断しました。以上を事前協議の結果として報告しますのでご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。質疑ございませんか？よろしいですか？それでは質疑なしと認めます。</p> <p>それでは採決します。議案第9号1番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手全員です。従って議案第9号1番は原案の通り承認することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第9号2番から6番まで一括して審議します。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

事務局	<p>(満尾次長)</p> <p>2番、農地の所在 大字「瀬留」、字「柳キ田原」、地番「1126」、面積「146㎡」、3番、同字「1131」、面積「603㎡」、4番、同字「1132」、面積「649㎡」、5番、同字「1136-1」、面積「98㎡」、6番、同字「1137-1」、面積「371㎡」、5筆の地目 すべての登記簿、現況共に「田」、農振区分「農振区域外」、都計区分「白地」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇氏 龍郷町〇〇」</p> <p>説明します。申請地は、平成7年頃から長年の休耕放棄により雑木等が繁茂して原野の状況であり農地としての利用が困難な状況であることから、今回非農地として証明を願いたいと申請しています。</p> <p>以上で議案第9号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、龍郷地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
7番	<p>(龍郷地区 恵島委員)</p> <p>議案2、3、4、5、6番「非農地証明について」ご報告いたします。令和8年4月16日、△△氏(所有者代理人)立ち合いのもとに調査員 重山会長、平島推進委員、事務局、私の6人で議案表示の土地について現地調査並びに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>申請地は昭和64年頃から不耕作地となっており、現状は原野化の状態で農地性を喪失しています。申請に必要なとする書類等については議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(赤徳地区 節和推進員)</p> <p>議案第9号2番から6番について、令和8年4月16日、会長、事務局、協議担当者恵島委員と節和の6人により共有したことについて節和が報告いたします。</p> <p>非農地として証明する目的について、非農地として証明する信用面について、非農地として証明する面積について、協議では適当であると判断しました。非農地として証明した場合に周辺の農地等へ与える影響について、協議では無し、と判断しました。以上、事前協議の結果として報告しますのでご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。質疑ございませんか？</p>
6番	<p>(西田委員)</p> <p>地番「1126」から「1132」は3筆つながっているようですけれども、ここへの取り付け道路とか、井戸とか何も無いのでしょうか？</p>
7番	<p>(龍郷地区 恵島委員)</p> <p>入口は道路があるのですが、奥には道路が無くて困っているそうです。</p>

6 番 (西田委員)
問題ないと個人的には思うのですが、ここに農道がありますよね？舗装されている農道からの取り付けがないことにより農業ができないから非農地にするということなのか、それとも非農地にしてそこに新たに何かをするのか。まだそこまでは分からないと思うのですけれども、どう推測できるのかと。

7 番 (龍郷地区 恵島委員)
△△氏(立会人)の話では〇〇氏(所有者)が高齢で、また子供が島外に居るのだけれど、もうこちらに帰って来ないということ、また息子も居るがあてにならないと話していた、ということでした。

議 長 よろしいですか？他に質疑ございませんか？

4 番 (大江委員)
「1137-1」は道路に直接面している。他のところはまあそうかな(取り付け道路が無いので農業ができない)というところですが、「1137-1」だけは写真を見る限りではどうなのか(農業ができるのでは?)と思うのですが。

7 番 (龍郷地区 恵島委員)
写真で見た限りは、荒れ地で雑草が生えているくらいで農道が近くもあるのですけれど、(実際は)雑草と木が生えて、とてもではないが農地としてはもう出来ないですね。

4 番 (大江委員)
写真と現状が違うということですね？ああ、分かりました。

議 長 よろしいですか？

4 番 (大江委員)
分かりました。

事 務 局 (迫地 局長)
補足しますと、以前この場所については田んぼでした。そして農道がここをバイパスという形で通ったのですが、使われる形跡が全くなく。手前の方は道路に接していますが、田んぼ跡ですので、非常に目先が小さいというか、狭小ということもあり、使い方が色々悪い状況です。
あと、今、恵島委員がおっしゃった通り、雑木が入ってしまっていて、もう耕作する状況ではないというように思います。

議 長 他に質疑ございませんか？よろしいですか？それでは質疑なしと認めます。それでは採決します。採決は1件ごとに行います。

議 長	<p>まず議案第9号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手全員です。したがって議案第9号2番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第9号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手全員です。従って議案第9号3番は原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第9号4番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手全員です。したがって議案第9号4番は原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第9号5番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手全員です。従って議案第9号5番は原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第9号6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。挙手全員です。従って議案第9号6番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。議案第10号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第10号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について1議案1件です。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。令和8年4月23日提出。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>農地の所在、大字「芦徳」、字「松原」、地番「763-1」、地目 登記簿、現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」面積「1,162㎡」権利種別「賃貸借」、貸付人「〇〇氏 龍郷町〇〇」、借受人「△△氏 奄美市名瀬△△」</p> <p>説明します。申請者は、隣地に民泊施設を建設するための作業所兼資材置き場として一時転用を目的とするものです。申請地の近隣は主にサトウキビの栽培が行われていた農地であるが、一時転用することによる農地への影響は少ないものと思われま。以上で議案第10号1番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>(芦徳地区 福山委員)</p> <p>議案第10号1番について、令和8年4月16日△△氏代理人立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>借受人 △△氏は、貸付人 〇〇氏から建設用スペース、現場作業事務所、駐車場、資材置場などの設置のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。許可申請に必要なとする書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げます。調査員は会長、節和推進委員、事務局と福山です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に、事前協議の内容及び結果について担当員から説明をお願いします。</p>

7	番	議案第 10 号 1 番について、令和 8 年 4 月 16 日、会長、事務局、協議担当者節和推進委員と恵島の 6 人により協議したことについて、恵島が報告いたします。転用目的について適当であると判断しました。信用性について適当であると判断しました。申請面積が妥当であるか、適当であると判断しました。周辺の農地の支障についてなしと判断しました。申請用途に遅れる滞なく実施することの確実性について確実と判断しました。以上を事前協議の結果として報告いたします。
議	長	ありがとうございましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
2	番	ここは空き地になっているのでしょうか？
7	番	(元は)農地ですけど、一時使ってそのまま放棄地になっています。
1	番	一時転用ということなので、令和 9 年 7 月 31 日までは一時転用で、それ以降は地目はまた畑に戻るということでしょうか？
事	務	局
		(満尾 次長) おっしゃるとおり、一時転用以降はまた畑に戻るということで、戻す際には写真を提出してもらう予定にしております。
議	長	他に質疑ございませんか？よろしいですか？それでは質疑なしと認めます。 それでは採決します。議案第 10 号一番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手全員です。したがって議案第 10 号 1 番は原案の通り承認することに決定いたしました。 次に議案第 11 号「農地利用集積等推進計画案に関する意見について（一括契約）」を議題とします。議案第 11 号一括契約については本日配布しております一覧表に記載されているとおり、賃貸借 3 筆 3 件と使用貸借 1 筆 1 件です。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事	務	局
		(小林 主査) 議案第 11 号の議案書をご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。 令和 8 年 6 月 1 日開始予定の促進計画案は、貸借権 3 件 3 筆、及び使用貸借権 1 件 1 筆、合計 8,471 m ² です。総括表に、受け手、出し手、その他貸借に係る詳細を記載しています。当該計画案は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化等による農地等の利用の効率化及び高度化を促進するものであると考え、農業委員会の意見を求めるものです。 以上で、議案第 11 号の朗読並びに説明を終わります。

議 長

ありがとうございましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか？質疑ないですか？それでは質疑なしと認めます。

それでは採決します。議案第 11 号の一括契約について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手全員です。したがって、議案第 11 号一括契約については原案のとおり承認することに決定いたしました。

《日程第 4》

議 長

続きまして日程第 4、協議事項に入ります。協議すべきことは何かありませんか？なければ協議事項を終わります。

《日程第 5》

議 長

続きまして、日程第 5 その他について何かございませんか？よろしいですか？ではなければ、以上でその他を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和 8 年第 4 回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。